

役員選任細則

一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という。）の理事、監事及び代表理事の選任等については、定款に定めるもののほかこの細則による。

第1条（管轄）

理事又は監事の任期満了に伴う改選が行われる定時社員総会については、社員総会終了までの議事進行及び議事録作成等に係る一切の責任は、改選前の代表理事及び理事会が負い、事務業務は、改選前の事務担当理事及び幹事が行う。

第2条（役員の任期）

理事の任期は、定款第21条を踏まえ、1期2年を原則とするが、再任を妨げない。

2 監事の任期は、定款第21条を踏まえ、1期4年を原則とするが、再任を妨げない。

第3条（理事の選任）

理事の定足数は、20名以上30名以内とする。ただし、第3項に規定する理事候補者推薦枠の人数の上限は10名とする。

2 理事の任期満了に伴う理事候補者の選挙手続きは、次の手順に従い行う。

1) 選挙管理委員会の作成した被選挙人名簿記載の評議員の中から10名連記の無記名投票による選挙を行う。なお、投票方法は、①現地投票、②郵送による投票、③電磁的方法による投票のいずれかの投票方法より理事会及び選挙制度委員会が決定するものとし、その他投票における具体的な手続き、方法は理事会及び選挙制度委員会の決議により定めるものとする。

2) 選挙の結果、得票数の上位20名の当選者をもって、理事候補者とする。得票数が同票の場合は、日本てんかん学会正会員歴の長い候補者を当選者とする。

3) 前号の規定により選出された者であっても、特段の理由がある場合は、理事候補者を辞退することができる。この場合は、得票数の21位以下の者が順次繰り上がりで当選者となる。

3 20名の理事候補者は、監事の議事進行のもと、協議により理事候補者推薦枠として10名以内の者を理事候補者として指名することができる。

4 前項で規定する10名以内の理事候補者推薦枠の枠は、地域差や男女差、専門領域の空白等を考慮し、第1項の人数を充足するために設けるものとする。

5 理事候補者20名及び理事候補者推薦枠として指名された10名以内の理事候補者について、社員総会の承認を諮り、承認決議をもって理事の選任とする。

第4条（代表理事の選定と公示）

前条により選任された理事のうち就任承諾をした者は、定時社員総会終了後速やかに理事会を開催し、次の手順に従い代表理事の選定を行う。

- 1) この理事会の議長は、定款第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、監事がこれにあたる。
- 2) 議場において、理事の中から立候補又は推薦において代表理事候補者を募る。
- 3) 代表理事候補者が複数の場合は、出席した理事全員による無記名投票で代表理事の選挙を行い、最多得票者を代表理事として選定する。なお、当該理事会が Web 会議システムを用いた開催の場合の投票方法は、当該理事会にて決議するものとする。
- 4) 代表理事候補者が 1 名の場合は、その信任の可否を議場に諮り、その承認をもって代表理事の選定とする。
- 5) この結果は理事会終了後、速やかに公示される。

第 5 条（理事の補欠選任）

任期途中で理事を辞する者が出た場合など、理事の定数 20 名に欠員が出た場合には、次の手順に従い理事の補欠選任手続きを行う。

- 1) 選挙管理委員会の作成した被選挙人名簿記載の評議員の中から補欠選任すべき理事の人数 n 名分の n 名連記の無記名投票による選挙を行う。
- 2) 選挙の結果、得票数の上位 n 名を理事候補者とする。
- 3) n 名の理事候補者について、社員総会の承認を諮り、承認決議をもって理事の補欠選任とする。

第 6 条（任期の統一）

前条により補欠選任された理事の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、定款第 21 条第 2 項に基づき前任者の残存任期と同一とし、第 3 条の改選手続きに従うものとする。

第 7 条（監事の選挙）

監事の任期満了等に伴う監事候補者の選挙手続きは、次の手順に従い行う。

- 1) 監事の改選数は 2 名とし、選挙管理委員会の作成した被選挙人名簿記載の評議員の中から 2 名連記の無記名投票による選挙を行う。なお、投票方法については、第 3 条第 2 項 1 号尚書の規定を準用する。
- 2) 選挙の結果、得票数の上位 2 名の当選者をもって、監事候補者とする。得票数が同票の場合は、日本てんかん学会正会員歴の長い候補者を当選者とする。
- 3) 前号の規定により選出された者であっても、特段の理由がある場合は、監事候補者を辞退することができる。この場合は、得票数の 3 位以下の者が順次繰り上がりで当選者となる。
- 4) 2 名の監事候補者について、社員総会の承認を諮り、承認決議をもって監事の選任とする。

第 8 条（監事の補欠選任）

任期途中で監事を辞する者が出た場合など、監事の定数 2 名に欠員が出た場合には、次の手順に従い監事の補欠選任手続きを行う。

- 1) 選挙管理委員会の作成した被選挙人名簿記載の評議員の中から補欠選任すべき監事の人数 n 名分の n 名連記の無記名投票による選挙を行う。なお、投票方法については、第 3 条第 2 項 1 号尚書の規定を準用する。
- 2) 選挙の結果、得票数の上位 n 名を監事候補者とする。
- 3) n 名の監事候補者について、社員総会の承認を諮り、承認決議をもって監事の補欠選任とする。

2 前項の規定により補欠選任された監事の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、定款第 21 条第 3 項に基づき前任者の残存任期と同一とし、第 7 条の改選手続きに従うものとする。

第 9 条（役員選挙管理委員会）

第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条記載の選挙事務は、役員選挙管理委員会（なお本細則及び本細則にかかる補遺のうち、単に「選挙管理委員会」とあるのは、本条に規定する「役員選挙管理委員会」を指す。）が行なう。

2 理事会は、新評議員一期目リストの中から選挙管理委員候補者として適当と思われる 3 名以上を指名する。

3 選挙管理委員候補者として指名された者で、その就任を承諾した者を選挙管理委員とし、選挙管理委員 3 名以上をもって選挙管理委員会を組織する。

4 選挙管理委員は、理事又は監事になることはできず、理事又は監事の被選挙人名簿に掲載されないものとする。

5 選挙管理委員候補者に指名された者が理事又は監事になることを希望する場合は、選挙管理委員候補者の指名を拒否することができ、この場合、理事会は新たな選挙管理委員候補者を指名する。

6 選挙管理委員は、互選により選挙管理委員会委員長を定め、選挙に対する事務的作業を遂行する。

7 選挙管理委員会では、資格審査・投票方法、選挙の公示・選挙結果の集計・理事候補者及び監事候補者の氏名公示等を行う。

8 本条第 2 項については、評議員選出が行われる前年に実施される社員総会で承認されなければならない。

9 前項にかかわらず、前項の社員総会実施後に、選挙管理委員会委員長又は選挙管理委員に欠員が出た場合は、選挙管理委員会委員長は残任期間を有する選挙管理委員の互選で新任し、選挙管理委員は理事会が指名する。

10 選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員の任期は、委嘱の日から始まり、理事・監事選出結果を代表理事に報告する日までとする。

第 10 条（事務局）

第 4 条により選任された代表理事は、当該理事会において、理事の中から副理事長若干名及び事務担当理事・会計担当理事若干名を指名し、また正会員の中から 理事会の決議により、幹事を選任する。この結果を速やかに公示する。

役員選任に関する選挙管理委員会細則（補遺）

1. 選挙管理委員は、理事会が作成した理事及び監事の候補者リストの中から、選挙管理委員の名前を除いて被選挙人名簿を作成し、選挙が行われる前年の社員総会で承認を得なければならない。
2. 選挙管理委員は、理事会の付託を受けて選挙に関する以下の諸事務作業を遂行する。
 - i) 理事有資格者リストの作成
 - ii) 候補者リストの確定・電子メール配信
 - iii) 被選挙人名簿の作成
 - iv) 投票方法・選挙の公示、投票用紙の作成又は投票システムの構築
 - v) 開票作業の立ち会い、または電磁的方法による投票の場合のシステムの委託先との連携・集計・確認等
 - vi) 当選人名簿の作成
3. 役員選任細則第 5 条及び第 8 条の規定により定款規定の役員員数を欠けたことによる補欠選挙を行う場合は、同第 9 条第 10 項の規定にかかわらず、当該年度の役員候補選挙を行った選挙管理委員が補欠選挙を執り行うものとする。

附 則

1. 本細則（補遺）は、2015 年 10 月 30 日から適用する。
2. 本細則（補遺）の改訂は、社員総会の承認決議を必要とする。

2018 年 10 月一部改定 2021 年 9 月一部改定 2023 年 10 月一部改定 2025 年 10 月一部改定